

平成26年3月26日

公立大学法人兵庫県立大学大学院
緑環境景観マネジメント研究科
研究科長 斉 藤 庸 平 殿

公益社団法人日本造園学会
会長 下村彰男



平成25年度 環境・造園系専門職大学院認証評価結果について

平成24年12月26日付けにて貴校より申請のあった「環境・造園系専門
職大学院認証評価」について、審査を行った結果を別紙「平成25年度 環境・
環境造園系専門職大学院認証評価報告書」の通り通知いたします。

平成25年度
環境・造園系専門職大学院認証評価
評価報告書

公益社団法人 日本造園学会

平成26年1月21日

平成25年度環境・造園系専門職大学院認証評価総括

専門職大学院認証評価審査委員会

自己評価書、調査報告書（二次）、そして同書への意見書および自己評価書（修正：平成25年11月7日版）にもとづき審査を実施した。

植物管理技術演習や実践演習など、実践的な科目が学生の学習に対する積極性と自信、協働の姿勢を育んでいること、少人数教育で教員と学生の距離が近く、相互の意図がよく伝わっていること、全寮制であることなどから学生間の連帯感が強く、生涯にわたる貴重なネットワーク形成の基盤となっていることなど、については評価される。

一方、緑環境景観マネジメント技術者を養成するという研究科の設置理念と学習・教育目標の関係が理解しにくく、学習・教育目標の教員・学生への周知が懸念される。また履修単位上限の縛りと過去の景観園芸学校の教育体系の伝統の関係が十分に整理されておらず、本来なら必修として設定されるべき緑環境景観マネジメント演習等の科目がそうっていないなどのカリキュラム上の課題が認められた。本研究科においては、学生と教員の意思疎通がよくはかられているため、このようなシステム上の課題は大きな問題とはなっていないが、今後、海外も含めて研究科の広報がより求められる中で、設置理念の実現のための学習・教育目標やカリキュラムの体系的整備はより重要になる。授業資料の事前掲示など、大学院にふさわしい学生の授業参画の仕組みなどに組織的に取り組むことなどと合わせて、検討が望まれる。

以上、専門職大学院認証評価審査委員会は、「兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科」における教育活動が、環境・造園系専門職大学院評価基準の全ての項目に関して一定以上の水準を要していると認め、「適格」と評価する。

ただし、評価基準項目の中には、推移をみる必要がある項目（B判定）、更なる検討が望まれる項目（C判定）もあることから、その推移および改善状況について、認証後2年以内に公表するとともに（公社）日本造園学会へ報告すること。

評価報告書

番号	評価基準	点検項目	評価	根拠・指摘事項
1		第1章 目的と学習・教育目標		
1-1		目的		
1-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、当該分野において学術の理論及び応用を教授し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすることを学則等に定め、教員にその内容が理解されていること。	B	・緑環境景観マネジメント技術者を養成するという研究科の設置理念が、学則では、単に、高度専門職業人となっており、意味合いが薄れ、明快さに欠ける表現となっている。 ・専門家として、計画系、設計施工系、マネジメント実務(公園緑地管理運営)系など進路の分野に、多様な選択があるため、カリキュラムがやや分散的な印象となり、設置目的の理解の浸透が懸念される。
1-1-2	法	環境・造園系専門職大学院においては、その目的を学内に周知し、学外に公開していること。	A	
1-1-3	重	上記1-1-1及び1-1-2を追求する適切な取り組みを講じていること。	B	・追及するという取り組みでは、その実効性が懸念される。
1-2		学習・教育目標		
1-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、以下の内容を含む学習・教育目標を定め、教員および学生に周知し、学外に公開されていること。	C	・緑環境景観マネジメント技術者を養成するという研究科の設置理念と学習・教育目標の関係が理解しにくく、学生・教職員への学習・教育目標の周知に懸念があり、これらの点について改善に向けた検討が望まれる。
1-2-2	重	目的及び学習・教育目標が、環境・造園系専門職大学院の教育を通じて、達成されていること。	A	
2		第2章 教育課程		
2-1		教育内容		
2-1-1	法	学生に学習・教育目標を達成できるようにカリキュラムが体系的に設計され、適切な科目が配置されていること。それらの内容が受審校に関わる学生及び教員に開示されていること。	C	・緑環境景観マネジメント技術者を養成するという研究科の設置理念、学習・教育目標、科目の配置の相互関係が理解しづらい。現状では、応用科目の中に必修および選択必修科目がなく、「環境・造園」に関する専門知識および応用力の達成」がどのように体系的に図られるかわかりにくく、検討が望まれる。 ・履修単位上限にこだわらるあまり、必修であるべきと思われる反復型インターンシップや緑環境マネジメント企画演習が選択科目になっているなど、弊害が生じている。より合理的な解を検討することが望まれる。 ・実施設計のレベルに必要な土木等の教育内容の更なる強化が、修了生から指摘されており、検討が望まれる。
2-1-2	法	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、適切な教育方法と授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	B	・植物管理技術実習や実践演習が学生の学習の積極性や自信、協働の姿勢を育んでいる。 ・修了生から自由時間の少なさについての指摘があったが、実践教育、演習という本学の特徴が、学生の重荷になったり、また選択科目の多さが適切な選択を妨げていることが懸念される。

2-1-3	法	カリキュラムに基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、学生および教員に開示していること。またそれに従って教育及び成績評価を実施していること。	B	・履修単位上限があるにもかかわらず、一週のうちになすべき演習の種類が多すぎ、学生に十分消化されているかどうか懸念される。講義科目が3時限目に多いのも疑問がある。
2-1-4	法	各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。	A	
2-2		教育方法		
2-2-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、少人数による密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。	A	
2-2-2	法	環境・造園系専門職大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。 (1)効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。 (2)授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	B	・予習課題の提示がないが、実際には授業でたくさんの資料が配布されており、それらは予め学生の手に届くようにし、授業準備の材料とされるのが望ましい。 ・反復型インタナショナルシップの授業により、社会との兼ね合いや社会の要望を理解する授業が可能になっていると評価できる。 ・多様な入学生を育てるための自由科目、植物について毎日観察・学習するゼロ時限演習など、個性的で評価できる。
2-2-3	法	環境・造園系専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。	A	
2-3		成績評価および課程の修了認定		
2-3-1	法	学習の成果に係る評価(以下、「成績評価」という)が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、成績評価の基準が設定されかつ学生に周知されていること。	B	・シラバスの成績評価基準が必ずしも明確ではなく、例えば、出席点を20%とするような記述が見られ、評価方法の適切さが懸念される。 ・また、ほとんどがレポートによる評価であり、確実な知識の習得を目的とするような科目では、評価方法の適切さにやや懸念がある。
2-3-2	法	修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を、法令上の規定や受審校の学習・教育目標に対して適切に設定していること。	A	
2-3-3	法	学生が在籍する環境・造園系専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、環境・造園系専門職大学院における単位を認定する場合は、環境・造園系専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないことかつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	C	・他機関における履修結果をもとにした単位認定を行う場合、学習・教育目標に適合するかどうかを中心に検討が行われている。当大学院の教育課程の一体性を損なわない十分な仕組みを有しているかどうか懸念があり、学習・教育目標の設定の仕方などに検討が望まれる。

2-3-4	法	環境・造園系専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いを行うことができる。 (1)教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分之一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 (2)上項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する等の場合、これを準用すること。 (3)教育上有益であるとの観点から、環境・造園系専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1)による単位と合わせて環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分之一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。	A	
3		第3章 入学者選抜		
3-1		入学者選抜		
3-1-1	法	環境・造園系専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性の確保を前提とし、環境・造園系専門職大学院の理念・目的に照らし、アドミッションポリシーを定め、学内外に公開していること。それを反映した選抜基準および選抜手続きを規定していること。	B	・入試区分とアドミッションポリシーの選抜基準および試験問題等への反映に懸念があるものがある。
3-1-2	法	入学者選抜が、選抜基準および選抜手続きに従って実施されていること。	B	・それぞれの入試区分において、アドミッションポリシーに応じた適切な入学者が選抜されているかや懸念がある。
3-1-3	法	学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立され、運用されていること。	A	
3-1-4	法	入学者選抜にあたって、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。	A	
3-2		収容定員と在籍者数		
3-2-1	法	環境・造園系専門職大学院の在籍者数について、収容定員に対してバランスを失っていないこと。	A	
4		第4章 学生への支援体制		
4-1		学習支援		

4-1-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制が適切に整備されていること。	A		
4-2		生活支援			
4-2-1	重	学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が適切に整備されていること。	A		・レジデンス等の施設設備、個人ブース、ユーティリティスペースなど充実しており、学生の主体性や強い連帯感の基盤となっている。
4-2-2		学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が適切に整備されていること。	A		・常駐するスタッフの方々によるサポートシステムが充実している。
4-3		就業支援			
4-3-1	重	学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に環境・造園の専門家としての進路を選択できるような、必要な情報の収集、提供および指導・助言体制が適切に整備されていること。	A		
4-4		障害のある学生に対する支援			
4-4-1	重	身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設および設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制が適切に整備されていること。	B		・車椅子対応の斜路があるものの、施設の入入り口等での対応に懸念される箇所も見られた。
5		第5章 教員組織			
5-1		教員の資格と評価			
5-1-1	法	環境・造園系専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。	A		
5-1-2	重	基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当しかつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1)当該専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者。 (2)当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。 (3)当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。	A		

5-1-3	重	教員の最近5年間ににおける教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実践を架構する環境・造園系専門職教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検および自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-4	重	基準5-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。	A	
5-1-5	重	教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。	A	
5-2		専任教員の配置		
5-2-1	法	専任教員の数は、法令上の基準を遵守していること。	A	
5-2-2	法	5-2-1で専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる環境・造園系専門職大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること	A	
5-2-3	法	基準5-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること	A	
5-2-4	追	環境・造園専門職大学院は、それぞれの教育の理念および目的を実現するために必要と認められる場合には、基準5-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。	A	
5-3		研究者教員の配置		
5-3-1	重	研究者教員(5-4-1で規定する実務家教員以外の教員)は、教養を有しかつ担当する授業科目にかかると高度の研究能力を有するものであること。	A	
5-4		実務家教員の配置		
5-4-1	法	基準5-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有しかつ高度な実務の能力を有するものであること。	A	
5-4-2	追	基準5-4-1で規定する実務家教員は、その実務経歴との関連が認められる科目を担当していることが望ましい。	A	
5-5		専任教員の担当科目の比率		

5-5-1	法	各環境・造園系専門職大学院における教育課程の主要な科目については、原則として当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されていること。	A	
5-5-2		専攻の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員構成で、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮していること。	A	
5-6		教員の教育研究環境		
5-6-1	追	環境・造園系専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに適正な範囲内にとどめられていることが望ましい。	A	
5-6-2	追	環境・造園系専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上および管理運営上の業績に応じて、教年ごとに相当の研究専念期間が与えられるなど対策が講じられていることが望ましい。	A	
5-6-3	追	環境・造園系専門職大学院の専任教員の教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する職員が置かれていることが望ましい。	A	
6		第6章 施設、設備および図書館等		
6-1		施設の整備		
6-1-1	法	環境・造園系専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学習、その他当該環境・造園系専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室、その他の施設が備えられていること。	A	
6-2		設備の整備		
6-2-1	法	環境・造園系専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。	A	
6-3		図書館の整備		
6-3-1	法	図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備され、いつでも利用可能であること。また、図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。	A	・図書館の開館時間が無く、夜間休日含め常時利用可能になっていることが評価される。
7		第7章 教育改善		
7-1		教育内容等の改善措置		

7-1-1	法	環境・造園専門職大学は、社会の要請を踏まえて教育の成果を評価し、学習・教育目標やカリキュラム等を改善するための仕組みを有し、実施していること。	B	・学習・教育目標の改善について課題があり、実効性が懸念される。 ・外部アドバイザーの活用、将来計画委員会の外部に開かれた活動などの取組は評価できる。
7-1-2	法	環境・造園系専門職大学院は、教育の内容及び方法等を改善するための仕組みを有していること。	A	
7-1-3	法	上記の仕組みを基に改善の取り組みが、組織的かつ継続的に行われ、その改善結果を学外に公開していること	B	・改善の取組が行われているが、学外への公表について実効性が懸念される。 ・実践的教育を通じた社会的要請の把握状況は活発である。全体に、学生と教員の距離が近く、改善の取組は活発で評価できる。